

京都大学附属図書館本館における国立国会図書館
「図書館向けデジタル化資料送信サービス」利用内規

平成 26 年 1 月 22 日附属図書館長制定

(趣旨及び適用範囲)

第 1 条 この内規は、京都大学附属図書館利用規程(平成 24 年 9 月 25 日附属図書館長制定、以下「利用規程」という。)第 28 条および京都大学附属図書館本館利用内規(昭和 60 年 6 月 25 日附属図書館長制定、以下「利用内規」という。)第 12 条の規定に基づき、京都大学附属図書館本館(以下「図書館」という。)における国立国会図書館の「図書館向けデジタル化資料送信サービス」(以下「資料送信サービス」という。)の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

第 2 条 資料送信サービスを利用することができる者(以下「利用者」という。)は、利用規程第 3 条第 1 号から第 3 号に掲げる者とする。

2 資料送信サービスの利用を希望する利用者は、図書館利用証を提示しなければならない。

(利用目的)

第 3 条 資料送信サービスは、学習、教育又は研究の用に供することを目的とする場合に限り利用することができる。

(利用時間)

第 4 条 資料送信サービスの利用時間は、月曜日から金曜日までの午前 9 時から午前 11 時 45 分および午後 1 時から午後 4 時 45 分までとする。

2 前項に関わらず、次の号に掲げる日は資料送信サービスの利用を休止する。

- (1) 利用内規第 2 条第 1 項第 2 号に定める日
- (2) 休館日
- (3) 館長が特に必要と認めた日

(閲覧利用)

第 5 条 資料送信サービスによって提供される資料のデジタル化画像(以下「資料画像」という。)の閲覧は、図書館内の所定の場所において所定の機器(以下「閲覧機器」という。)により行うものとする。

2 利用者の行う閲覧機器の操作は、資料の検索及び資料画像の閲覧に限るものとし、それ以外の操作は職員が行うものとする。

(複写利用)

第 6 条 資料画像の複写を希望する者は、所定の申込書に必要事項を記入の上、館長に提出しなければならない。

2 複写の方法は、A3 判以下の用紙への印刷出力によるものとする。

- 3 複写の範囲および部数は、著作権法（昭和 45 年 5 月 6 日法律第 48 号）第 31 条第 1 項第 1 号の規定によるものとする。

（複写料金）

第 7 条 前条の複写を利用する者は、複写料金を前納しなければならない。

- 2 一旦納付した料金は、いかなる理由があっても還付しない。
- 3 料金の額は、京都大学文献複写規程（平成 16 年 4 月 1 日総長裁定全部改正）別表の「電子複写方式による文献複写（白黒）」又は「電子複写方式による文献複写（カラー）」の既定を準用する。

（遵守事項）

第 8 条 利用者は、次の各号に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) 第 5 条第 2 項に定める以外の閲覧機器の操作を行わないこと。
- (2) 第 6 条による以外の資料画像の複写、複製、撮影等を行わないこと。
- (3) その他、職員の指示に従うこと。

（その他）

第 9 条 この内規に定めるもののほか、資料送信サービスの利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。